

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5 年 月 日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県米子市淀江町佐陀712-2

氏 名 株式会社 丸 福

代表取締役 福吉 正博

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-56-2821

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 丸 福
事業場の所在地	鳥取県米子市淀江町佐陀712-2
事業の種類	小売・建設業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3,800 t	全処理委託量	0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	3,600 t	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	198 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	2 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：コンクリートくず)

有機物量

不要物等発生量

排出量
① 325t

排出量
② 325t

自ら直接
再生利用した量
③ 0 t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
④ 0 t

項目
①排出量
②+③自ら再生利用を行った量
⑤自ら熱回収を行った量
⑥自ら中間処理により減量した量
⑦自ら中間処理により減量した量
⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量
⑨全処理委託料
⑩優良認定処理業者への処理委託量
⑪再生利用業者への処理委託量
⑫熱回収認定業者への処理委託量
⑬熱回収認定業者以外の熱回収を行った量

自ら中間処理した量
④のうち熱回収を行った量
⑤ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑥ 325t

自ら中間処理した後
自ら中間処理した量
⑦ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑧ 0 t

自ら中間処理により減量した量
⑨ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑩ 0 t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑪ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑫ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑬ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑭ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑮ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑯ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑰ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑱ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑲ 0 t

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : アスファルトくず)

有機物量

不要物等発生量

自ら直接
再生利用した量

② 0 t

排出量

① 46 t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0 t

実績値

④ 22 t

自ら中間処理
した量

⑥ 22 t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 0 t

⑪のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0 t

⑭のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑮ 0 t

⑯のうち優良認定
業者への
処理委託量

⑰ 0 t

⑱のうち再生利用
業者への処理
委託量

⑲ 0 t

⑳のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑳ 0 t

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：木くず)

```

graph TD
    A[不要物等発生量] --> B[有償物量]
    A --> C[再生利用した量]
    A --> D[直接埋立処分した量]
    A --> E[直接投棄した量]
    B --> F[排出量]
    F --> G[① 171t]
    F --> H[② 0t]
    F --> I[③ 0t]
    C --> J[自ら直接埋立処分した量]
    C --> K[自ら直接投棄した量]
    C --> L[④ 171t]
    C --> M[⑤ 0t]
    C --> N[⑥ 0t]
    D --> O[自ら中間処理した量]
    D --> P[⑦ 169t]
    D --> Q[⑧ 2t]
    D --> R[⑨ 0t]
    E --> S[⑩ 0t]
    E --> T[⑪ 0t]
    E --> U[⑫ 0t]
    E --> V[⑬ 0t]
    E --> W[⑭ 0t]
  
```

再生利用した量

② 0 t

直接埋立処分した量

直接投棄した量

③ 0 t

自ら直接埋立処分した量

自ら直接投棄した量

④ 171 t

⑤ 0 t

⑥ 0 t

自ら中間処理した量

⑦ 169 t

⑧ 2 t

⑨ 0 t

⑩ 0 t

⑪ 0 t

⑫ 0 t

⑬ 0 t

⑭ 0 t

排出量

① 171 t

② 0 t

③ 0 t

④ 171 t

⑤ 0 t

⑥ 0 t

⑦ 169 t

⑧ 2 t

⑨ 0 t

⑩ 0 t

⑪ 0 t

⑫ 0 t

⑬ 0 t

⑭ 0 t

項目 美濃電

①排出量 171 t

②+③自ら再生利用を行った量 0 t

⑤自ら熱回収を行った量 0 t

⑦自ら中間処理により減量した量 169 t

③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量 2 t

⑩全処理委託料 0 t

⑪優良認定処理業者への処理委託量 0 t

⑫再生利用業者への処理委託量 0 t

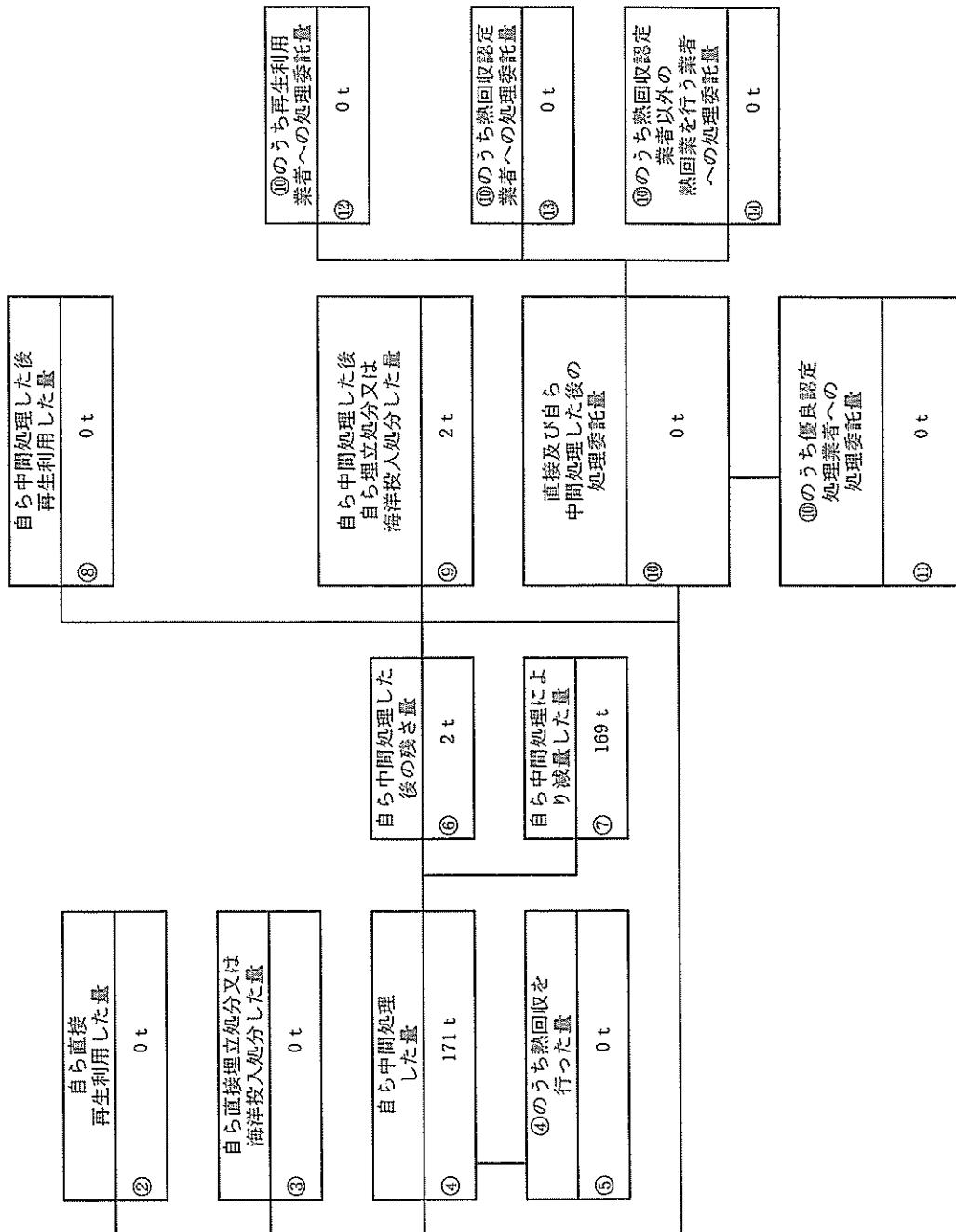
⑬熱回収認定業者への処理委託量 0 t

⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 0 t

不要物等発生量

有償物量

(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 石綿含有廃棄物)

有機物量

不要物等発生量

排出量	自ら直接 再生利用した量
① 14 t	② 0 t

排出量	実績値
① 14 t	③ 14 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑪全処理委託料	0 t
⑫優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑬再生利用業者への委託量	0 t
⑭熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑮熱回収認定業者以外の熱回収を行いう業者の委託量	0 t

項目	自ら中間処理した量	自ら中間処理による減量	自ら中間処理に由り減量した量	直接及び自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した後 再生利用した量
①排出量	14 t	④自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩のうち再生利用業者への委託量
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t	⑤自ら熱回収を行った量	⑤ 0 t	⑦自ら中間処理による減量	⑩のうち熱回収認定業者への委託量	⑪自ら中間処理した後 再生利用した量
⑥自ら中間処理による減量	0 t	⑦自ら中間処理による減量	⑦ 0 t	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩のうち熱回収認定業者への委託量	⑫自ら中間処理した後 再生利用した量
⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	14 t	⑨自ら中間処理による減量	0 t	⑩のうち熱回収認定業者への委託量	⑪自ら中間処理した後 再生利用した量	⑬自ら中間処理した後 再生利用した量
⑩のうち熱回収認定業者への委託量	0 t	⑪自ら中間処理による減量	0 t	⑫自ら中間処理した後 再生利用した量	⑬自ら中間処理した後 再生利用した量	⑭自ら中間処理した後 再生利用した量
⑪自ら中間処理による減量	0 t	⑫自ら中間処理による減量	0 t	⑬自ら中間処理した後 再生利用した量	⑭自ら中間処理した後 再生利用した量	⑮自ら中間処理した後 再生利用した量

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画
及び実施状況報告

1 会社の概況

- (1) 会社名 株式会社 丸福
(2) 所在地 鳥取県米子市淀江町佐陀712-2
(3) 資本金 3,200万円
(4) 従業員数 48人

2. 事業の概況

- (1) 業種 とび・土工工事業、舗装工事業、管工事業、水道施設工事業
産業廃棄物收集運搬及び処分業
(2) 事業内容 解体工事施工、骨材販売(Rcc-30、40含む)、産業廃棄物処分
(3) 完成工事高 34,424千円
(4) 事業概況 一般家屋及び公共建築物等の解体工事、産業廃棄物の処分、骨
材販売等を行なっている。
(5) 工事請負実績 表1参考
(6) 事業展望 解体工事は、受注競争厳しく収益性は低い、合わせて人員の確保難しく
收支は低調に推移。売上高の増高により健全経営に努めて参りたい。
- (7) 連絡先 担当者：株式会社 丸福 管理部 細田 誠
電話番号：0859-56-2897

3. 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとし、令和6年度を目標年度とする。

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任及び管理組織図

廃棄物担当	
環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討。<ul style="list-style-type: none">・委員長 - 社長・委員 - 関連部署課長・事務局 - 環境管理課
廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物処理方針の策定○ 廃棄物管理規定の策定・改廃○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当課長及び事務局	<ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物処理計画の作成○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討○ 廃棄物リサイクル事業の調査

役割	廃棄物管理 担当課長及び事務局	○ 委託契約の締結	
		○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連企業に対する教育・啓発 ○ 各種事業部に対する情報提供、支援及び指導 ○ その他関係する事項	
廃棄物管理組織			
代表取締役（廃棄物担当）			
取締役（廃棄物処理統括責任者）			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div>解体事業部</div> <div>産廃処理事業部</div> <div>環境管理課</div> <div>営業部</div> <div>総務部</div> </div>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div>各現場作業長</div> <div>現 場</div> <div>現 場</div> </div>			

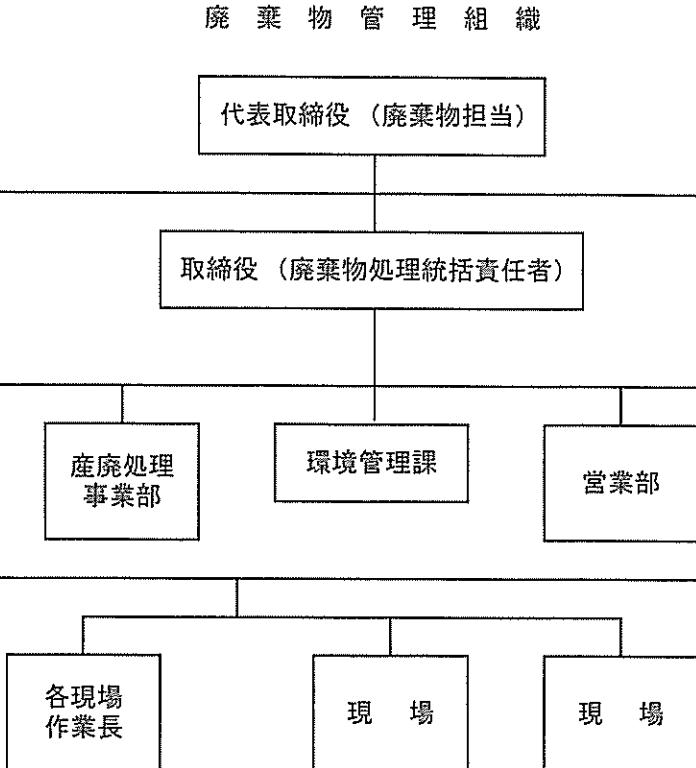


表1 解体工事請負実績(令和4年4月～令和5年3月迄の工事等実績)

工事名称	工事概要				産業廃棄物 排出量 (t／年)
	工期	構造 規模等	延べ床面積 (m ²)	施工場所	
廣田邸 解体工事	R4.7.25 ～ R4.7.29	木造建物 2F	92.4	米子市 長砂町	43
山浦邸 解体工事	R4.4.30 ～ R4.5.11	木造建物 2F	244.2	米子市 両三柳	82
飯島邸 解体工事	R5.3.2 ～ R5.3.22	木造建物 2F	132.0	安来市 安来町	38
綾目邸 解体工事	R4.12.19 ～ R4.12.26	木造建物 2F	145.2	米子市 上福原	48
増本邸 解体工事	R4.6.7 ～ R4.6.14	木造建物 2F	201.3	西伯郡 日吉津村	57
松岡邸 解体工事	R4.11.25 ～ R4.11.30	木造建物 2F	73.0	米子市 永江	25
長谷川邸門長屋 解体工事	R4.5.31 ～ R4.6.4	木造建物 2F	227.7	米子市 富益町	47
田中邸 解体工事	R4.5.17 ～ R4.5.21	木造建物 2F	118.8	西伯郡 日吉津村	50
庄司邸空家 解体工事	R4.9.8 ～ R4.9.14	木造建物 1F	92.4	米子市 祇園町	26

(2) 管理体制の強化

- ① 各部署と協力して廃棄物に対応するための組織を編成する。
- ② 各解体現場は、作業長(オペ)を中心に廃棄物の現場分別を強化し混合廃棄物の減量を図る。
- ③ 廃棄物管理規定を作成し、これに基づき適正に管理する。

(3) 教育・研修

- ① 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法等留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修等を行なう。
- ② 廃棄物処理施設に搬入される廃棄物の管理、解体現場から発生する廃棄物の管理に係る法制度等、改正が行なわれる毎に従業員に教育・研修等を行なう。
- ③ 廃棄物担当者を対象とし、廃棄物の取り扱いの実務研修の実施。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

5. 産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 廃棄物処理業者として廃棄物管理票の適正な運用の指導に努める。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。又、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行なう。
- ④ 解体現場より廃棄物搬出の際、分別搬出を徹底しリサイクル率の向上及び最終処分量の削減をはかる。

(2) 産業廃棄物処理の現状

- ① 当社の年間産業廃棄物処分量は、3,613t/年となっており、その内自家処理分が 532t/年であり、委託処理分が85.3%、自家処理分 14.7%となっています。

表2 産業廃棄物処理の内訳 (令和4年度実績)

	解体工事及び持ち込み
再生処理	347 (65.2 %)
中間処理	169 (31.8 %)
最終処分	16 (3.0 %)
合計	532 (100.0%)

② 産業廃棄物の種類別排出・処理状況、産業廃棄物の種類別処理状況、産業廃棄物処理の課題を以下に示す。

表3 産業廃棄物の種類別排出・処理状況

廃棄物の品目	性 状	排 出 量 (t / 年)			処 理 方 法
		解体工事	持ち込み	合 計	
コンクリート	固形状	297	28	325	骨材化(破碎・選別) 再生
アスファルト	固形状	16	6	22	骨材化(破碎・選別) 再生
木くず	固形状	147	24	171	焼却→埋立「管理型」 (自家処分管理型)

表4 産業廃棄物の種類別処理状況

廃 棄 物 種 類	処 理 状 况
コンクリートくず	100%再生骨材として利用している。 用途は路盤材が多い。
アスファルトくず	100%再生利用している。 用途は仮設道路用骨材が多い。
木くず	解体による木くずが大半であり、破碎許可施設の設置により木材の破碎リサイクルを進めている。 又、焼却灰のセメント固化リサイクルも検討している。

表5 産業廃棄物処理の課題

発 生 抑 制	<ul style="list-style-type: none"> ・解体建物の材質、施工面で再利用を考慮した設計ではない ・極め細やかな選別を行ない再生利用率をあげる。
再 生 利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず破碎施設設置を機にチップとして利用方法等を進めている。 又、県内に管理型最終処分場が無いため、少量の焼却灰であるが リサイクルの観点から灰固化技術確立により製品化を検討している。

(3) 目標の設定

当社の廃棄物の排出量は、一部持ち込み等があるが自家処分の解体によるところが大きく、廃棄物の発生抑制の観点から考えると再生利用を図るため解体現場での分別を推進する事に他ならない。

コンクリートくず、アスファルトくずは、100%破碎し再生骨材に利用、木くずは、破碎許可施設設置によりリサイクル率の向上をめざす。又、リサイクル不可能な木くずの焼却灰を固化技術確立によりブロック等の製品化を進める。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

表6 中間処理施設の設置状況

設置の種類	対象産業廃棄物	処理方法	処理能力	設置年月日	設置場所
がれき類 破碎施設	コンクリート・アスファルト ガラス・陶磁器くず	破碎	480 t/D	平成7年5月	米子市淀江町 地内
焼却炉	木くず	焼却	17 t/D	平成5年12月	"
木くず・瓦礫 の破碎施設	廃プラスチック、木くず、ゴム くず、金属くず、ガラス・陶磁 器くず、がれき類	破碎	55.2 t/D ～ 21.6 t/D	平成16年2月	"

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

環境保全関係法令集等改正法令等が、定期的に送付されるので改正点等関係部署に回覧し知識の習得に心がけている。

(6) 中長期の課題

① 廃棄物関係法令の熟知

廃棄物関係法令の進歩が急速であり、知識習得が後手に回っているのが現状であるため、講習会等積極的な参加が必要である。

② 自主管理基準の設定

自主的な管理基準を設定し、廃棄物の管理、環境管理のレベル向上を図る。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (R4年度)	発生量計画 (t/年) (R5年度)	発生量抑制 (t/年)	具体的取組
コンクリートくず	325	3,000	2,675	① 廃棄物分別の徹底 廃棄物の分別について、指導徹底することにより、リサイクル率のアップを図る。
アスファルトくず	22	500	478	② 木くずのチップリサイクル化 木くずのチップ化を進め木くずの焼却量を抑制する。
木くず	171	300	129	

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

〈具体的取組〉

- ・解体現場の分別を推進し最後に発生する混合廃棄物の割合の低減を図る。
- ・当社に搬入混合廃棄物の選別の徹底を図り灰の発生量を低減させる。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

廃棄物の種類	再生利用量 (t/年) (R4年度)	再生利用量 (t/年) (R5年度)	再生利用量 の増加	具体的取組
コンクリートくず	325	3,000	2,675	① コンクリートくず、アスファルトくずは現行100%のリサイクルを行なっている。
アスファルトくず	22	500	478	② 木くずは、製紙用チップ、敷藁用チップ及び燃料に再利用する。
木くず	0	100	100	

〈その他〉

- ・ 行政等と連携を取り再生骨材の利用促進を進める。

9. 産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)に関する事項

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (R4年度)	発生量計画 (t/年) (R5年度)	発生量抑制 (t/年)	具体的取組
コンクリート くず	0	0	0	
アスファルト くず	0	0	0	
木くず	171	200	29	木くず破碎製品販路拡大により、リサイクル率のアップを図る。

10. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

廃棄物の種類	最終処分量 実績 (t/年) (R4年度)	最終処分量 計画 (t/年) (R5年度)	最終処分量 の減少量 (t/年)	最終処分量減 少量/最終処分 量 実績(%)	具体的取組
コンクリート くず	0	0	0	0	再生利用
アスファルト くず	0	0	0	0	再生利用
木くず	2	2	0	0	再生利用

〈その他〉

今後更に木くず等のリサイクル率向上を目指して環境にやさしい事業活動を推進する所存であります。